室戸の"おもたせ"開発・発掘プロジェクト

募集要項

【問い合わせ先】

室戸市観光ジオパーク推進課

TEL：0887-22-5161

E-mail：mr-011200@city.muroto.lg.jp

担当：久保

令和６年５月　室戸市

公募期間：令和６年５月１日～５月３１日

**第１　趣旨**

　本市においては、代表的なお土産品や名物と呼ばれるものに乏しく、観光消費額の増加や地産地消・外商の推進を図ることが難しい状況である。

　そこで、本市の特産品を生かした"おもたせ"をの開発・ブラッシュアップに取り組む事業者を募集し、その開発費用等を支援することで、地域経済の活性化を図る。

**第２　定義**

１　おもたせ

・「やや高級感のあるおしゃれで人を選ばない美味しさの手土産」を指す。

・「観光客が室戸市を訪れた際のお土産」として、また「市民が遠方に外出する際の自慢の手土産」として、消費者に提供できるものを想定している。

・商品は市内事業者が製造し、市内で生産・製造された特産品（１次産品等）を必ず１種類は使用することとする。

　２　商品開発アドバイザー

　　・採択事業者に助言を行い、協働で商品開発・ブラッシュアップを行う専門家を指す（採択後の事業計画書の見直しも含む）。

・当該専門家については、市が委嘱を行う。

**第３　採択事業者への補助内容**

　**１　新商品開発・既存商品のブラッシュアップに要する経費に対する補助**

　　　（主に試作品開発に係る原材料費、専門家派遣費用等を想定。）

**最大75万円（補助率：3/4以内）**

※製造機器類等について

本事業は、主にソフト事業を支援するものですが、新たな事業活動や事業展開を図るために必要となる備品等については、１件の取得価格が 50 万円を超えないものであって、かつ、機器等に対する補助額が、全体の補助額の 1/2 を超えない場合に、補助の対象となります。

　例）全体事業費：100万円、補助金額：75万円の場合

→購入できる機器等の価格→最大37.5万円

**２　商品開発アドバイザーの派遣**

・毎月全採択事業者に派遣要望調査・日程調整を行い、派遣日を決定する。

・アドバイザーが1日あたり２事業者程度を訪問し、助言を行う。

・派遣費用については、各事業者毎に内容や回数等が異なることが予想されるため、自己負担とする。（上記補助金の補助対象経費）

　　※アドバイザー派遣費用

　例）午前：A事業者、午前：B事業者を訪問した場合（1日あたり5万円）

　A事業者→25,000円、B事業者→25,000円

**第４　事業スケジュール**

１　募集開始　　　　　　　　　　　令和６年５月１日～５月31日

２　選定・審査・採択事業者の決定　令和６年６月上旬を予定

３　事業計画書の見直し　　　　　　令和６年６月中旬を想定

４　補助金交付申請　　　　　　　　令和６年６月下旬を予定

５　補助金交付決定　　　　　　　　令和６年７月下旬を予定

６　商品開発等　　　　　　　　　　交付決定後～

７　試作品発表　　　　　　　　　　令和７年１月下旬を予定

８　完了・実績報告　　　　　　　　令和７年２月28日までに

９　補助金額確定・補助金の交付　　実績報告後随時

**第５　参加資格**

公募に参加する事業者については、以下の条件をすべて満たすこと。

　１　室戸市内に本社又は製造・販売拠点がある食品製造事業者であること。

　２　商品開発アドバイザーの意見を積極的に取り入れる意思があること。

　３　令和６年度中に試作品を完成させ、令和７年度以降順次、県内外に販売していく意思があること。

　４　高知県安芸地域アクションプラン「No.15　室戸市の観光資源を生かした交流人口の拡大・地域振興」への位置づけ及び当該計画内での事業者名・販売額等の公表について、承諾する意思があること。（本年10月に開催が予定されている安芸地域アクションプランフォローアップ会議にて、正式に位置づけることとなります。）

　５　室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第31号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。

　６　県税・市税等の滞納がないこと。

**第６　事業採択申請手続き等**

１　期間　　　令和６年５月１日（水）～５月31日（金）17:15

　２　申請書類（メールまたは郵送により申請）※郵送の場合、必着

　　（１）事業採択申請書

　　（２）事業実施主体の概要

　　（３）資金計画表

　　（４）経費積算明細書

　　（５）定款又は規約等

　　（６）県税及び市税の滞納がないことを証するもの

　　（７）法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

**第７　選考方法及び審査結果の通知**

１　募集期間終了後、申請書類及び申請者のプレゼンに基づき、高知県産業振興アドバイザーの意見を参考に、審査員による審査を行う。（事業者からの説明：10分、質疑：10分程度を想定。）

２　下記評価基準により総合的な評価を行い、採点結果が配点の合計の６割を超える事業者のうち、予算の範囲内において、複数の採択事業者を決定する。

３　審査結果について、申請者に書面で通知する。

【評価基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 審査項目 | 配点 |
| 1 | 当該事業趣旨を十分に理解しているか。（「やや高級感のあるおしゃれで人を選ばない美味しさの手土産」という意思が読み取れる内容になっているか） | 20点 |
| 2 | 特産品の魅力が伝わるものとなっているか。 | 20点 |
| 3 | 室戸市ならではの文化や特色を活かしたものになっているか。 | 20点 |
| 4 | 明確な販売戦略を持っているか。その戦略が実現可能か。 | 20点 |
| 5 | 実施可能な運営体制、及び実施可能なスケジュールとなっているか。（令和７年度に販売開始可能か。） | 20点 |
| 合計 | 100点 |

**第８　事業計画書の見直し**

採択事業者における補助事業を円滑に進めるため、商品開発アドバイザーの助言を受けながら、事業計画書の見直しを行う。

**第９　補助金等の交付申請及び実績報告等**

　１　交付申請期間　　　審査結果公表後　～　６月下旬

　　　　※補助事業開始時期をできるだけ早めるため、申請期間が大変短くなる場合がございます。申請書類については前もってご準備をお願いいたします。

２　申請書類（メールまたは郵送により申請）※郵送の場合、必着

（１）室戸市産業振興推進総合支援事業費補助金交付申請書

（２）室戸市産業振興推進総合支援事業（ステップアップ事業）

　実施計画書

（修正があった場合）

（３）資金計画表（別記様式第５号）

（４）経費積算明細書（別記様式第６号）

３　室戸市補助金等の交付に関する規則及び室戸市産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に基づいた実績報告後、随時、補助金の交付を行う。

**第10　その他条件等**

　１　申請に関する一切の経費は、事業者の負担とする。

　２　申請された書類の返却は行わない。ただし、本プロジェクト不採択となった場合は、県税及び市税の滞納がないことを証するもの及び法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）のみ返却するものとする。

　３　試作品発表を本年度事業の成果としているが、完成した商品は、事業完了後、90日以内に販売又はテストマーケティングを開始し、商品の完成から最低３年間販売を行うこと。

　４　商品が完成しない場合、３年以内に販売を終了した場合には、交付決定を取り消し、補助金を返還させる場合がある。

　５　完成した商品は、室戸市観光ジオパーク推進課において、プロモーションや販売促進の支援を行う予定である。（令和７年度当初予算に計上予定。）